

# 八王子市消費生活ニュース

編集・発行 八王子市消費生活センター / 同消費生活啓発推進委員会

2012年3月  
(平成24年)  
第9号

～春は転出・転入のシーズン！  
さまざまなトラブルに気をつけましょう～

## 引越編

引越トラブルに注意しましょう。

電話やインターネットの見積だけで運送事業者を決めるのは避けましょう。

電話やインターネットだけの見積は、打ち合わせ不足により勘違いや行き違いが起こりやすいため、注意しましょう。

見積をしっかりと比較しましょう。

相見積をとり料金だけでなく、作業内容サービス内容をしっかりと比較しましょう。

疑問があれば質問し、打ち合わせた内容は必ず見積書に記載してもらいましょう。

見積料は無料です。また、内金、手付金は請求しないことになっています。

ダンボールは運送事業者を決めてから、受取るようにしましょう。

(依頼する前にダンボールを受取った場合、他社に変えた場合、返送料の負担などでトラブルになることがあります。)

契約内容を確認し「標準引越運送約款」をよく読みましょう。

運送事業者は、国土交通省が定めた「標準引越運送約款」に基づくルールにより引越を行います。しかし、最近多い引越荷物を他の荷物と積み合わせて輸送する場合などは、このルールの適用のない場合があるので、契約内容をよく確認しましょう。



## 賃貸住宅編

賃貸住宅の入居時と退去時のトラブルに注意しましょう。

物件を押さえると言われた時に

契約前に、業者から物件を押さえておく必要があるとして、仮契約を求められたり、家賃の1カ月分相当の支払いを要求されることがあります。

その後申込みを断ると、仲介業者によっては「貸主の承諾を得たので手付金に変わった」として返還されないこともあります。

このような申込金や預かり金は、契約が成立していない限り基本的に返還されるものですがトラブルになる場合も多いので、仮契約や支払いには注意しましょう。



**部屋は必ず内見をしましょう。**

部屋の間取りや設備などに関するトラブルの中には、事業者が「部屋の鍵を預かっていない」「入居中」との理由や借り主の都合によって部屋の確認が行われなかったケースがみられます。

契約前に部屋の広さ・設備状況などの事前チェックが必要です。その際、物件の平日と週末の周辺環境と生活環境、また、交通機関などの確認もしましょう。

**賃貸住宅の退去の場合**

賃貸住宅を退去する場合には、借主はあらかじめ契約書に定められた退去予告期間に従って退去日を貸主に通知する必要があります。また、退去に際しては、貸主や管理会社の立会いのもと物件状況の確認をし、原状回復費用負担範囲を確認しましょう。

**原状回復とは**

賃貸住宅における原状回復義務とは、その住宅を入居時の状態に完全に戻すまでの必要はなく、借主の故意・過失や通常の使用方法に反する使用などによって生じた損耗、もしくは無断で現状を変更したときに負う責任をいいます。

## 新聞編

強引な勧誘には注意しましょう。

契約は十分納得してからにしましょう。

**契約時のポイント**

ドアを開ける前に業者名と用件を聞き、必要なればきっぱりと断りましょう。

新聞勧誘というと、洗剤やビール券といった「景品」の提供が持ちかけられることが多いようです。勧誘員の説明を聞く場合は、景品に惑わされないようにしましょう。

**新聞契約はクーリング・オフできます**

訪問販売で契約した新聞契約は、8日以内であれば無条件で契約解除ができますので、消費生活センターにご相談ください。



## 八王子市消費生活センター

相談受付日時：月～土曜日（祝日・年末年始を除く）  
午前9時～午後4時30分

（相談専用電話） 相談は無料、秘密は厳守します。  
631-5455 \*土曜日にお越しの際は、事前に電話連絡をお願いします。

八王子市消費生活センター

〒192-0082 東町5-6 クリエイトホール 地下1階

